

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 編 総則	第 1 編 総則
第 2 編 居住者の納税義務	第 2 編 居住者の納税義務
第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除	第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除
第 1 節 各種所得の金額の計算	第 1 節 各種所得の金額の計算
第 1 款 所得の種類及び各種所得の金額	第 1 款 所得の種類及び各種所得の金額
第 2 款 所得金額の計算の通則	第 2 款 所得金額の計算の通則
第 3 款 収入金額の計算	第 3 款 収入金額の計算
法第39条((棚卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入))関係	法第39条((棚卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入))関係
法第40条((棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入))関係	法第40条((棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入))関係
法第41条((農産物の収穫の場合の総収入金額算入))関係	法第41条((農産物の収穫の場合の総収入金額算入))関係
<u>法第41条の2((発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額))関係</u>	(新 設)
法第44条((移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入))関係	法第44条((移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入))関係
<u>法第44条の2((免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入))関係</u>	(新 設)
第 4 款 必要経費等の計算	第 4 款 必要経費等の計算
第 4 款の 2 外貨建取引の換算	第 4 款の 2 外貨建取引の換算
第 5 款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例	第 5 款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例
第 6 款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例	第 6 款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例
第 7 款 収入及び費用の帰属の時期の特例	第 7 款 収入及び費用の帰属の時期の特例
第 2 節 損失の繰越控除	第 2 節 損失の繰越控除
第 3 節 所得控除	第 3 節 所得控除
第 2 章 税額の計算	第 2 章 税額の計算
第 3 章 申告、納付及び還付	第 3 章 申告、納付及び還付
第 4 章 更正の請求の特例	第 4 章 更正の請求の特例
第 3 編 非居住者及び法人の納税義務	第 3 編 非居住者及び法人の納税義務

第4編 源泉徴収

第5編 雑則

法第2条((定義))関係

(障害者として取り扱うことができる者)

2-38 身体障害者手帳の交付を受けていない者又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、令第10条第1項第3号又は第4号((障害者及び特別障害者の範囲))に掲げる者に該当するものとして差し支えない。この場合において、その障害の程度が明らかに同条第2項第3号又は第4号に規定する障害の程度であると認められる者は、法第2条第1項第29号に掲げる特別障害者に該当するものとして差し支えない。

- (1) その年分の法第112条第1項((予定納税額の減額の承認の申請手続))に規定する申請書、確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書、退職所得の受給に関する申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する時において、これらの手帳の交付を申請中であること、又はこれらの手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項((身体障害者手帳))若しくは戦傷病者特別援護法施行規則第1条第4号((手帳の交付の請求))に規定する医師の診断書を有していること。
- (2) その年12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められる者であること。

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(株式等を取得する権利の価額)

23~35共-9 令第84条第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同条第5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条本文の株式の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合当該株式につき金融商品取引法第130条((総取引高、価格等の通知等))の規定により公表された最終の価格(同条の規定により公表された最終の価格がない場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に最終の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格又は最終の

第4編 源泉徴収

第5編 雑則

法第2条((定義))関係

(障害者として取り扱うことができる者)

2-38 身体障害者手帳の交付を受けていない者又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、令第10条第1項第3号又は第4号((障害者及び特別障害者の範囲))に掲げる者に該当するものとして差し支えない。この場合において、その障害の程度が明らかに同条第2項第3号又は第4号に規定する障害の程度であると認められる者は、法第2条第1項第29号に掲げる特別障害者に該当するものとして差し支えない。

- (1) その年分の法第112条第1項((予定納税額の減額の承認の申請手続))に規定する申請書、確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書又は退職所得の受給に関する申告書を提出する時において、これらの手帳の交付を申請中であること、又はこれらの手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項((身体障害者手帳))若しくは戦傷病者特別援護法施行規則第1条第4号((手帳の交付の請求))に規定する医師の診断書を有していること。
- (2) その年12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められる者であること。

法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

(株式等を取得する権利の価額)

23~35共-9 令第84条第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同条第5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条本文の株式の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合当該株式につき金融商品取引法第130条((総取引高、価格等の通知等))の規定により公表された最終の価格(同条の規定により公表された最終の価格がない場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に最終の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格又は最終の

気配相場の価格とする。)による。なお、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する価格があるときは、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。

(2) これらの権利の行使により取得する新株(当該権利の行使があったことにより発行された株式をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。)に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該新株が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該新株につき合理的に計算した価額とする。

(3) (1)の株式及び(2)の新株に係る旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式(金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

法第36条((収入金額))関係

36-17 削除

気配相場の価格とする。)による。なお、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する価格があるときは、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。

(2) これらの権利の行使により取得する新株(当該権利の行使があったことにより発行された株式をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。)に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該新株が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該新株につき合理的に計算した価額とする。

(3) (1)の株式及び(2)の新株に係る旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式(金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

法第36条((収入金額))関係

(債務免除益の特例)

36-17 債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難で

あると認められる場合に受けたものについては、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に掲げる金額(次のいずれの場合にも該当するときは、その合計額)の部分については、この限りでない。

- (1) 当該免除を受けた年において当該債務を生じた業務(以下この項において「関連業務」という。)に係る各種所得の金額の計算上損失の金額(当該免除益がないものとして計算した場合の損失の金額をいう。)がある場合 当該損失の金額
- (2) 法第70条((純損失の繰越控除))の規定により当該免除を受けた年において繰越控除すべき純損失の金額(当該免除益を各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入することとした場合に当該免除を受けた年において繰越控除すべきこととなる純損失の金額をいう。)がある場合で、当該純損失の金額のうちに関連業務に係る各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるとき。 当該繰越控除すべき金額のうち、当該損失の金額に達するまでの部分の金額

法第41条の2((発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額))関係

(新 設)

(「発行法人から与えられた株式を取得する権利を発行法人に譲渡した場合の所得区分」)

(新 設)

41の2-1 法第41条の2((発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額))に規定する権利をその発行法人に譲渡した場合の当該譲渡に係る所得区分は、23～35共-6の取扱いに準ずる。

法第44条の2((免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入))関係

(新 設)

(「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合の意義)

(新 設)

44の2-1 法第44条の2第1項((免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入))に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合とは、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしたならば、破産法の規定による免責許可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定がされると認められるような場合をいうことに留意する。

法第72条((雑損控除))関係

法第72条((雑損控除))関係

(資産について受けた損失の金額の計算)

72－2 法第38条第2項に規定する資産について受けた損失の金額は、個々の資産ごとに、次に掲げる金額のいずれかを基礎として計算することに留意する。

- (1) 損失を生じた時の直前におけるその資産の価額
- (2) 令第206条第3項に規定するその資産の取得費とされる金額に相当する金額

法第104条((予定納税額の納付))関係

(第2期の予定納税額がないものとされた場合の第1期の予定納税額の取扱い)

104－2 法第104条第2項に規定する期限延長により、第2期において納付すべき予定納税額の納期限がその年12月31日後となる場合(第1期において納付すべき予定納税額(以下この項及び114－1において「第1期予定納税額」という。)の納期限がその年12月31日後となる場合を除く。)には、第1期予定納税額はないものとされないことに留意する。

法第114条((予定納税額の減額の承認があった場合の予定納税額の特例))関係

(第2期の予定納税額の減額の承認があった場合の第1期の予定納税額の計算)

114－1 法第111条第2項((予定納税額の減額の承認の申請))の規定による予定納税額の減額の承認の申請をした同項第1号に掲げる者がその承認を受けた場合には、第1期予定納税額にはその影響がないものであるから、たとえその承認に係る申告納税見積額が第1期予定納税額に満たないこととなったときであっても、第1期予定納税額は減額されないことに留意する。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(公的年金等の全部について所得税の徴収をされた又はされるべき場合の意義)

121－5の2 法第121条第3項に規定する「その公的年金等の全部について第203条の2(公的年金等に係る源泉徴収義務)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」とは、例えば、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など法第203条の2の規定による源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給のない場合をいうのであるが、法第203条の6の規定により源泉徴収を要しないこととされる公的年金等は、

72－2 削除

法第104条((予定納税額の納付))関係

(新 設)

法第114条((予定納税額の減額の承認があった場合の予定納税額の特例))関係

(第2期の予定納税額の減額の承認があった場合の第1期の予定納税額の計算)

114－1 法第111条第2項((予定納税額の減額の承認の申請))の規定による予定納税額の減額の承認の申請をした同項第1号に掲げる者がその承認を受けた場合には、第1期において納付すべき予定納税額にはその影響がないものであるから、たとえその承認に係る申告納税見積額が第1期において納付すべき予定納税額に満たないこととなったときであっても、第1期において納付すべき予定納税額は減額されないことに留意する。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(新 設)

これに当たらないことに留意する。

附 則

(経過的处理)

この法令解釈通達による改正後の取扱い、平成26年分以後の所得税について適用し、平成25年分以前の所得税については、なお従前の例による。ただし、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) この法令解釈通達による改正後の23～35共－9及び121－5の2の取扱いは、平成27年分以後の所得税について適用し、平成26年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- (2) この法令解釈通達による改正後の41の2－1の取扱いは、平成26年4月1日以後に行う同項に規定する権利の譲渡について適用する。